

介護 予防 重視 保険は

次期計画は介護サービス体制の充実

第3期計画の将来像

第3期計画は、第2期の一人ひとりの意志・意欲の尊重「地域ぐるみ・市民ぐるみでの育み」を継承しながら、平成27年における高齢者の姿を念頭に置き、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、互いに支えあい、安心して生活できる「まち」を将来像とします。

介護保険は「支え合い」

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても、できるだけ自立した日常生活を送ることができるように、介護サービスを社会全体で「支え合う」ものです。

そして、介護保険事業計画では、介護が必要な方の増加を見込みながら、高齢者が必要なときに必要な介護サービスを受けられるように、介護サービスの量を「確保」しつつ、良質なサービスを提供できる「体制づくり」に取り組みます。

利用者は5年で倍増

介護サービスを利用できる認定者数は年々増加し（表3）、第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の初年度（平成12年度）の1千880人から、第2期計画の初年度（15年度）の2千826人と3年間で50%増、26年度には6千493人が要介護者認定を受けると推測されています。これは、市の人口の約24人に一人に当たります。

サービスの質と量を充実

平成15年度から17年度の介護サ

ービスの利用実績と、介護保険に関する意識調査（17年1月実施）での利用者の意向や動向などに基づき、18年度から20年度の介護サ

給付費の推計

（表1）

区分	18年度	19年度	20年度
居宅サービス	24億8,771万2千円	28億352万4千円	30億8,932万3千円
施設サービス	26億1,021万4千円	28億3,244万2千円	32億1,228万9千円
高額介護サービス費	7,866万4千円	8,701万1千円	9,412万1千円
審査支払手数料	759万1千円	832万3千円	894万7千円
計	51億8,418万1千円	57億3,130万円	64億468万円
対前年度比	14.2%	10.6%	11.7%
地域支援事業費	2,600万円	1億3,100万円	1億9,100万円
合計	52億1,018万1千円	58億6,230万円	65億9,568万円
対前年度比	14.6%	12.5%	12.5%

介護保険施設整備の計画

（表2）

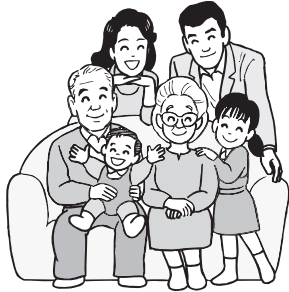
区分	17年度		18年度		19年度		20年度	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
特別養護老人ホーム	5	303人	6	393人	6	443人	6	443人
介護老人保健施設	2	200人	2	200人	2	200人	3	300人
介護療養型医療施設	4	349人	4	349人	4	349人	4	349人
合計	11	852人	12	942人	12	992人	13	1,092人

認定者数の推計（年齢階層・年度別）

（表3）

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
第1号被保険者	3,284人	3,476人	3,798人	4,138人	4,471人	4,802人	5,177人	5,646人	6,090人	6,571人
65～74歳	626人	719人	828人	940人	1,051人	1,176人	1,283人	1,446人	1,608人	1,776人
75歳以上	2,658人	2,757人	2,970人	3,198人	3,420人	3,626人	3,894人	4,200人	4,482人	4,795人
第2号被保険者（40～64歳）	189人	231人	256人	275人	300人	321人	350人	369人	392人	410人
計	3,473人	3,707人	4,054人	4,413人	4,771人	5,123人	5,527人	6,015人	6,482人	6,981人
介護予防実施後の計		3,707人	4,020人	4,264人	4,423人	4,719人	5,102人	5,574人	6,017人	6,493人

介護保険料は給付費を基に算定



■皆さんの保険料は介護保険の大切な財源です

第3期計画では、原則として50%を国・県・市が負担し、31%を第2号被保険者(40歳～64歳の方)、19%を第1号被保険者(65歳以上の方)が負担していただくこととなります。しかし、調整交付金の5%は、市町村の高齢者の所得状況や75歳以上の高齢者人口などで変わるもので、狭山市の調整交付金割合は0.91%です。このため0.91%を除いた4.09%は、第1号被保険者の保険料で賄うことになり、23.09%(19%+4.09%)を負担していただくこととなります。

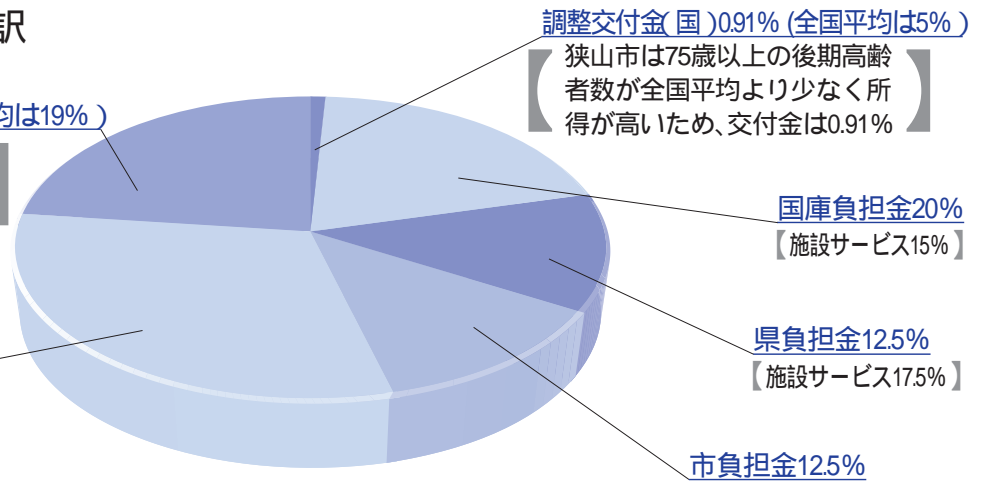
介護保険の財源内訳

第1号被保険者23.09% (全国平均は19%)

調整交付金(国)の不足分を含むため第1号被保険者の負担割合は23.09%

第2号被保険者31%

全国健康保険組合から保険料を徴収し、各市町村に31%分を納付



■基準月額額は467円増額の3,422円に(試算値)

第3期計画の要介護認定者数の増加などでの居宅サービス利用の増大や、特別養護老人ホームのニーズに対応した基盤整備などを踏まえ、平成18年度から20年度までの介護保険料を試算すると、月額3,708円になります。この保険料を軽減するために、保険料の余剰金などを積み立てた基金から、3億円を繰り入れると、基準月額は3,422円で、第2期の2,955円から467円増額しています。なお、低所得者の負担軽減を図るため保険料の段階は5段階から7段階に変更されます。介護保険料は、額が確定した後、改めてお知らせします。



ビス量と給付費を見込むと表1のような増加傾向が予測されます。この予測を踏まえ、居宅サービスは、サービス量を適切に確保することを目指し、介護が必要になってもできるだけ住み慣れた地域で生活できるように、また、安心して在宅で介護が受けられる環境に向けた整備に取り組みます。

さらに、介護保険施設サービスは、入所希望状況(17年9月末現在、特別養護老人ホーム入所申込者は540人)と保険料への影響を考慮し、第3期計画では引き続き介護保険施設を整備(表2)し、入所待機者の減少を図るための取り組みを進めていきます。

■保健・医療・福祉の

向上に努めます

市ではこれからも、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市民皆さんの活発な活動と地域の支援、そして、事業者の活力のもとで、市の保健・医療・福祉の向上に努めます。そして、高齢者の「元気づくり」や「安心づくり」に全力で取り組んでいきますので、皆さんのご協力をお願いします。

問合せ高齢介護課へ内線1551